

I 文(文章)で解答する設問の答案については、次のA項の加点要素の合計から次のB項・C項の減点要素の合計を引いた得点をその設問の得点とします。ただし最低点は0点としマイナスの得点はつけません。

A

a 以下の採点基準では、模範解答をいくつかの要素に分割し加点要素とします。答案中にその加点要素に相当する部分があれば、その加点要素に配点された得点を与えます。

b ある加点要素は、その加点要素に配点された得点か0点で採点することを原則とします。たとえば5点配点された加点要素であれば5点か0点で採点することを原則とします。

ただし、その加点要素中の部分点を認める場合もあります。その場合それぞれの採点基準の中に明記されていません。

c ある要素に加点するか否かが、他の要素と無関係に決まる場合と、他の要素との関係で決まる場合があります。前者の場合は、その要素を単独採点(独立採点)すると言いその旨必ず明記されています。後者の場合は、他の要素との関係について以下の採点基準で具体的に指示されています。

d **解答通り**という条件がある場合はいかなる部分点も認めません。

B

a 答案中に大きな誤読と判定される内容(語句)などがある場合は、その内容(語句)を減点要素として示されている場合もあります。

b 加点要素でも減点要素でもない部分もありえます。その部分は加点も減点もしません。

C

次に該当するものは、答案の形式上の不備として、一箇所につき1点の減点要素とします。

a 誤字。漢字などの文字の明らかな誤りは誤字とします。

b 脱字。

c 文末の句点の脱落。

※字数指定のない場合、句点の脱落は誤字とし1点の減点とします。

d その他不適切と判断せざるをえない箇所。

e 不適切な文末処理。設問の問い方に対応していない形で答案の文末を結んでいない場合は、適切な文末処理が行われていないと見て形式上の不備による減点要素とします。

たとえば「:とはどういうことか?」という問いに体言で結んでいないものなどは適切な文末処理が行われていないと見て形式上の不備とします。

また、理由が問われているのに、「から」「ので」などで結んでいないものなども適切な文末処理が行われていないと見て形式上の不備と見ます。

※ただし、「ことである」などの表現も「こと」などで結んでいるものと同様適切な文末処理が行われていると見ます。また、「からである。」などの表現も「から」などで結んでいるものと同様適切な文末処理が行われていると見ます。

また文末の表現を問わない場合もありますが、その場合はその都度明記されています。

2 日本語の表現として不適切なものは程度に応じて減点します。

3 次の各項に該当するものは、部分点の要素があっても、その設問の得点を0点とします。

a 答案が解答欄の欄外にはみ出しているもの。

b 一行の解答欄に二行以上書いた場合もその設問の得点を0点とします。

c 字数指定のある設問で、字数をオーバーしたもの。

d 答案の文章が最後まで完結していないもの。

4 **古文あるいは漢文の訳を記述する設問**の場合も以上に準じますが、文末の句点や文末の処理あるいは答案の完結にこだわらなくともよい場合はその都度明記されています。

□ 現代文(評論) 採点基準(合計40点)

問一 7点

(模範解答例)

A①○

A②○

A③○

アーレントも含む

古代ギリシア以来の哲学的伝統である、

行動を言葉の問題に還元

するのではなく、〈3点〉

B①○

B②○

B③○

公共性の文脈において、

身体を動かして

自分の意思を実行に移すということ。〈3点〉

X〈分析〓分けること〉○1点 (7点)

【構造点】

・Xは、傍線部を、〈notP～butQ〉の構文を構成する、〈矛盾〉しない二条件Aを、Bに〈分析〓分けること〉として説明して行く構造への評価である——〈notP～butQ〉の構文は、例えば〈男じゃないよ、女だよ〉のように〈not(否定)〉の成分が入ること、〈矛盾〉が排除され、〈男じゃない〉≠〈女〉となつて、単に〈男じゃない〉、〈女〉の二要素に〈分析〓分けること〉する構造に還元されてしまう——。ここでは、条件A、条件Bの要素がそれぞれ一つ以上あれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加点。

X〈分析〓分けること〉 Aの要素+Bの要素 ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、Bは条件同士で、また各条件内では、この文書冒頭に示した「◎ 内容点の採点に関する基準」に則した形で、部分採点可能である。(6点)

※ ただし、【構造点】Xは、右に示した、要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加点する。(1点)

A 「アーレントも含む古代ギリシア以来の哲学的伝統である、行動を言葉の問題に還元するのではなく、」〈3点〉

※ 傍線部を説明するための〈notP〉の条件。

① 「アーレントも含む」の要素。

○ 「アーレントも内包する」「アーレントを典型とする、」などでも可。

× 「アーレント」の成分が入っていないければ×。

② 「古代ギリシア以来の哲学的伝統である、」の要素。

○ 「古代ギリシア哲学以来の伝統である」「古代ギリシア哲学を源とする」などでも可。

× 「古代ギリシア以来の哲学的伝統」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

③ 「行動を言葉の問題に還元するのではなく、」要素。

○ 「行動を言葉の問題にすりかえるのではなく、」「行動の問題を言葉の問題に落とし込むのではなく、」などでも可。

× 「行動を言葉の問題に還元」の否定ニュアンスの成分が入っていないければ×。

B 「公共性の文脈において、身体を動かして自分の意思を実行に移すということ。」〈3

点

※ 傍線部を説明するための〈but〉の条件。

① 「公共性の文脈において、」の要素。

○ 「公共性主義の脈絡において」「公共性の場において」などでも可。

× 「公共性の文脈」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

② 「身体を動かして」の要素。

○ 「身体を使って」「身体で担って」などでも可。

× 「身体」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

③ 「自分の意思を実行に移すということ。」の要素。

○ 「自分の考えていることを実行するということ。」「自分の考えを実践すること。」などでも可。

× 「自分の意思を実行」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

問二 10点

(模範解答例)

A ①○

A ②○

A ③○

行動の本質は動くことであり、

そしてそれは力が加わることであって、

人間の場合

身体を動かすことである。〈3点〉

B ①○

B ②○

そのため、やはり身体の一部である口で発せられる言葉に終わらずに、

身体を巻き込む

B ③○

B ④○

ことで、

過激さや暴力に至る危険性も含めて、

大きな影響を引き起こすし、〈4点〉

C ①○

C ②○

さらにそれに関連して、

責任をともなうものでもあるから。〈2点〉

X 〈分析Ⅱ分けること〉○1点 (10点)

【構造点】

・Xは、傍線部の理由を、行動の定義ともいうべきAから引き出される、〈矛盾〉しない二条件B、Cに
〈分析Ⅱ分けること〉として説明する構造への評価である。ここでは、〈Aの要素、Bの要素、Cの
要素〉の三要件の内の二要件以上があれば、この構造が成立しているとみなして1点加点。

X 〈分析Ⅱ分けること〉 〈Aの要素、Bの要素、Cの要素〉の三要件の内の二つ以上

○1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、Cは条件同士において、また各条件内では、この文書冒頭に示した「◎」内容
点の採点に関する基準」に則した形で、部分採点可能。(9点)

※ ただし、【構造点】Xは、右に示した、要素を組み合わせた意味内容が成立している場
合にのみ加点する。(1点)

A 「行動の本質は動くことであり、そしてそれは力が加わることであって、人間の
場合身体を動かすことである。」〈3点〉

※ 傍線部の理由説明をするための話題提示(Ⅱ行動)の条件。

① 「行動の本質は動くことであり、」の要素。

- 「動くということが行動の本質であり」、「行動の核心は動きであり」、「などでも可。
- × 「行動の本質＝動き」の成分が入っていないければ×。
- ② 「そしてそれは力が加わることであって」、「の要素」
- 「それは力が加わることを言い」、「それは力が加わることを意味し」、「などでも可。
- × 「力が加わること」のニュアンスの成分が入っていないければ×。
- ③ 「人間の場合身体を動かすことである。」の要素。
- 「人間では身体を動かすことになる。」「身体を運動させることになる。」などでも可。
- × 「(人間の場合)身体を動かすこと」のニュアンスの成分が入っていないければ×。
- B 「そのため、やはり身体の一部である口で発せられる言葉に終わらずに、身体を巻き込むことで、過激さや暴力に至る危険性も含めて、大きな影響を引き起こすし、」へ4点
- ※ 傍線部の理由説明をすべく、Aから引き出される一方の理由の条件。
- ① 「そのため、やはり身体の一部である口で発せられる言葉に終わらずに、」の要素。
- 「したがって、身体の一部ではあるものの口から出る言葉に終始することなく、」「だから、身体の一部とはいえ口から発する言葉にとどまることなく、」などでも可。
- × 「身体の一部である口から出る言葉」の否定的ニュアンスの成分が入っていないければ×0点。
- ② 「身体を巻き込むことで、」の要素。
- 「身体を関与させて、」「身体を絡めることで、」などでも可。
- × 「身体を巻き込む」のニュアンスの成分が入っていないければ×。
- ③ 「過激さや暴力に至る危険性も含めて、」の要素。
- 「過激さや暴力に結び付く危険な匂いも含んで、」「危険な感じも含めて」などでも可。
- × 「(過激さや暴力に至る)危険な感じ」のニュアンスの成分が入っていないければ×。
- ④ 「大きな影響を引き起こすし、」の要素。
- 「大きな影響を与えるし、」「大影響をもたらすし、」などでも可。
- × 「大影響を引き起こす」のニュアンスの成分が入っていないければ×。
- C 「さらにそれに関連して、責任をとるものでもあるから。」へ2点
- ※ 傍線部の理由説明をすべく、Aから引き出される他方の理由の条件。
- ① 「さらにそれに関連して、」の要素。

- 「さらにそれとの関りで、」さらにそのことに関連して、」などでも可。
 - × 「関連」のニュアンスの成分が入っていないければ×。
- ② 「責任をとるものでもあるから。」の要素。
- 「責任も発生するから。」責任が随伴するから。」などでも可。
 - × 「責任」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

(模範解答例)

A ○

A君、B君、C君、もちろん皆正しいのだが、〈1点〉

B ① ○

B ② ○

ただA君はB君のように言葉を口にする勇氣さえ示さなかったし、またB君は、言葉を

口で発したものの、C君のようにいじめている者の前に立はだかることはしなかった。〈2点〉

X 〈分析〓分けること〉 ○1点

C ① ○

C ② ○

これに対して、C君は、抽象的で直接相手に影響を与えることのない 言葉を越えて、相

C ③ ○

C ④ ○

C ⑤ ○

C ⑥ ○

手に破壊的な影響を与え、 自分も反作用を受けうる、 身体を用いた行動で いじめを

阻もうとしたから。〈6点〉

Y 〈分析〓分けること〉 ○1点 Z 〈逆説〓矛盾を含むこと〉 ○1点 (12点)

【構造点】

・Xは、条件B内で、B①とB②の〈矛盾〉しない二部分に〈分析〓分けること〉して説明して行く構造への評価である。ここでは、B①、B②の二要素がそろっていれば、この構造が成立している点見て1点加点。

X 〈分析〓分けること〉 B①+B② ○1点

・Yは、A君、B君、C君の行動を行動様式の違いに応じて、条件B、Cに〈分析〓分けること〉して説明して行く構造への評価である——ただし、同じいじめに対して、マイナスとプラスの〈矛盾〉する行動様式として〈逆説〓矛盾を含むこと〉として理解することもできる——。ここでは、条件Bの要素と条件Cの要素がそれぞれ一つ以上あれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加点。

Y 〈分析〓分けること〉 Bの要素+Cの要素 ○1点

・Zは、傍線部の理由を、Aと〈B+C〉の〈矛盾〉する二部分に引き裂いて説明して行く〈逆説〓矛盾を含むこと〉の構造への評価である。ここでは、Aの要素と、〈BないしはCの要素〉があれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加点。

Z 〈分析〓分けること〉 Aの要素+〈BないしCの要素〉 ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、Cは条件同士、また条件B、C内では、この文書冒頭に示した「◎ 内容点の採点に関する基準」に則した形で、部分採点可能。(9点)

※ ただし、【構造点】X・Y・Zは、右に示した要素の組み合わせの意味内容が成立している場合にのみ加点する。(3点)

A 「A君、B君、C君、もちろん皆正しいのだが、」〈1点〉

※ 傍線部の理由を説明するための、一方(譲歩)の条件。

○ 「A君、B君、C君いずれも正しいといえるのだが、」「A、B、C君とも正しくないとは言えないのだが、」などでも可。

× 「A、B、C君皆一応正しい」の〈譲歩〉ニュアンスの成分が入っていなければ×。

B 「ただA君はB君のように言葉を口にする勇氣さえ示さなかったし、またB君は、言葉を口で発したものの、C君のようにいじめている者の前に立はだかることはしなかった。」「〈2点〉

※ 傍線部の理由を説明するための、Aとは〈矛盾〉する内容の半分をなす条件。

① 「ただA君はB君のように言葉を口にする勇氣さえ示さなかったし、」の要素。

○ 「ただし、A君はB君と違って言葉を発する勇氣をもっていなかったし、」「ただA君はB君のように言葉でいじめを非難する勇氣を示しえなかったし、」などでも可。

× 「言葉を口にする勇氣を示す」の否定の成分が入っていなければ×。

② 「またB君は、言葉を口で発したものの、C君のようにいじめている者の前に立はだかることはしなかった。」「の要素。

○ 「一方B君は、確かに言葉は発したが、体を張っていじめを阻止しようとはしなかった。」「またB君は言葉には出したものの、いじめに立ちはだかるという姿勢はみせなかった。」などでも可。

× 「言葉は発したが、行動は示さなかった」のニュアンスの成分が入っていなければ×。

C 「これに対して、C君は、抽象的で直接相手に影響を与えることのない言葉を越えて、相手に破壊的な影響を与え、自分も反作用を受けうる、身体を用いた行動でいじめを阻もうとしたから。」「〈6点〉

- ※ 傍線部の理由を説明するための、Aとは〈矛盾〉する内容のもう半分をなす条件。
- ① 「これに対して、C君は、**抽象的で直接相手に影響を与えることのない**」の要素。
 ○ 「これに比して、C君は表面的で直接的な影響力を行使できない」「これに対し、C君は建前的で影響力を直に与えることのできない」などでも可。
 × 「抽象的で直接的な影響力」の否定の成分が入っていないければ×。
- ② 「**言葉を越えて、**」の要素。
 ○ 「言葉ではなくて、」言葉で済ませるのではなく、」などでも可。
 × 「言葉を越える」のニュアンスの成分が入っていないければ×。
- ③ 「**相手に破壊的な影響を与え、**」の要素。
 ○ 「相手を破壊しうる影響力を与え、」破壊的な影響を相手に与えうる、」などでも可。
 × 「破壊的な影響力」のニュアンスの成分が入っていないければ×。
- ④ 「**自分も反作用を受けうる、**」の要素。
 ○ 「自分が破壊される可能性もある、」自分が返り討ちに会う危険性もある、」などでも可。
 × 「自分も反作用を受ける可能性」のニュアンスの成分が入っていないければ×。
- ⑤ 「**身体を用いた行動で、**」の要素。
 ○ 「物理的な力の行使によって」「身体的な行動で」などでも可。
 × 「身体を用いた行動」のニュアンスの成分が入っていないければ×。
- ⑥ 「**いじめを阻もうとしたから、**」の要素。
 ○ 「いじめをやめさせようとしたから。」「いじめを阻止しようとしたから。」などでも可。
 × 「いじめを阻む」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

問四 11点

(模範解答例)

A ①〇

A ②〇

A ③〇

行動とは、

理性的に考えた上で、それが感情によって表現されて、

身体を突き動か

すことなのだが、〈3点〉

B ①〇

B ②〇

それは両義的ともいべき身体の一部である、

主体としての意識と、〈2点〉

C 〇

客体あるいは対象としての身体が、〈1点〉

D ①〇

D ②〇

一体となって混在している状態の中で、

意識や感情という要素がエートスとなって身体

D ③〇

に強い影響を与えることで、

創造的に形作って行くものだとしたこと。〈3点〉

X 〈弁証法〉創造すること〇1点 Y 〈分析〉分けること〇1点 (11点)

【構造点】

・ Xは、B、Cの二契機が相互作用をして(衝突して)、その〈矛盾〉を〈止揚〉してDに到る〈弁証法〉創造することの構造への評価である。ここでは、Bの要素とCがそろっているか、またはDの要素があれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加点

X 〈弁証法〉創造すること 〈Bの要素+C〉、Dの要素の少なくとも一方 〇1点

・ Yは、傍線部を、Aと〈B+C+D〉の二部分に〈分析〉分けることとして説明する構造への評価である。ここでは、条件Aの要素と〈Bの要素、C、Dの要素の内少なくとも一つ〉があれば、この構造の骨組みは成立しているとみなして1点加点。

Y 〈分析〉分けること Aの要素+〈Bの要素、C、Dの要素〉内の一つ以上 〇1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、C、Dは条件同士において、また条件A、B、D内では、この文書冒頭に示した「◎ 内容点の採点に関する基準」に則した形で、部分採点可能。(9点)

※ ただし、【構造点】X・Yは、右に示した、条件、要素の組み合わせの意味内容が成立している場合にのみ加点する。(2点)

A 「行動とは、理性的に考えた上で、それが感情によって表現されて、身体を突き動かすことなのだが、」〈3点〉

※ 傍線部を説明するための、「行動」の概念的把握の条件。

① 「行動とは、」の要素。

× 「行動」の成分が入っていないならば×。

② 「理性的に考えた上で、それが感情によって表現されて、」の要素。

○ 「理性的な思考が感情によって表現されて、」思考が感情に結び付いて表現され、」などでも可。

× 「思考の感情による表現」のニュアンスの成分が入っていないならば×。

③ 「身体を突き動かすことなのだが、」の要素。

○ 「身体に働らきかけることなのだが、」身体と衝突していくことなのだが、」などでも可。

× 「身体を突き動かす」のニュアンスの成分が入っていないならば×。

B 「それは両義的ともいべき身体の一部である、主体としての意識と、」〈2点〉

※ 傍線部を説明するための〈弁証法Ⅱ創造すること〉の一契機の条件(主体の条件)。

① 「それは両義的ともいべき身体の一部である、」の要素。

○ 「それは両義的身体の一方の要因である、」それは両義的とされる身体の片方の要素である、」などでも可。

× 「両義的ともいべき身体の一部」の成分が入っていないならば×。

② 「主体としての意識と、」の要素。

○ 「主体である意識と、」意識という主体と、」などでも可。

× 「主体としての意識」のニュアンスの成分が入っていないならば×。

C 「客体としての対象としての身体が、」〈1点〉

※ 傍線部を説明するための〈弁証法Ⅱ創造すること〉の他方の契機の条件(客体の条件)。

○ 「客体となる対象たる身体が、」客体となる身体の対象的側面が、」などでも可。

× 「客体Ⅱ対象としての身体」の成分が入っていないならば×。

D 「一体となって混在している状態の中で、意識や感情という要素がエートスとなって身体に強い影響を与えることで、創造的に形作って行くものだということ。」〈3点〉

※ B、Cの〈矛盾〉を〈止揚〉して到達する地平(行動)の条件。

- ① 「一体となって混在している状態の中で、」の要素。
- 「混然一体となっている中で、」相互依存的に混在している中で、」などでも可。
 - × 「一体となって混在」のニュアンスの成分が入っていないければ×。
- ② 「意識や感情という要素がエートスとなって身体に強い影響を与えることで、」の要素。
- 「意識や感情がエートスとして身体に強く働きかけることで、」意識や感情としてのエートスが身体に強く影響すること、」などでも可。
 - × 「意識や感情」エートスが身体に強い影響を与える」のニュアンスの成分が入っていないければ×。
- ③ 「創造的に形作って行くものだということ。」の要素。
- 「創造するものだということ。」創出するものであること。」などでも可。
 - × 「創造」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

【日】 現代文（小説）採点基準（合計35点）

問一 10点

（模範解答例）

A ○

「父」は、〈1点〉

B ○

B ○

娘の節子が病氣治療のために、婚約者の「私」がその院長を知っているサナトリウムに

B ○

行く際に、一緒に行ってくれると言ってくれるのを期待しているのに、〈3点〉

C ○

C ○

「私」が庭木の蒼に気をとられている素振りをみせたり、サナトリウムにはみんな一人

で行っているなどと言っつのを聞いて、〈2点〉

X 〈逆説〓矛盾を含むこと〉○1点

D ○

D ○

困惑し、不満も感じ始めていたから。〈2点〉

Y 〈総合〓まとめること〉○1点（10点）

【構造点】

・Xは、傍線部の「父」の行動の理由を、条件A（「父」の〈矛盾〉する内面B、Cに引き裂いて説明してゆく〈逆説〓矛盾を含むこと〉の構造への評価である。ここでは、〈A、Bの要素、Cの要素〉の三要件の内の二要件以上があれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加点。

X 〈逆説〓矛盾を含むこと〉 〈A、Bの要素、Cの要素〉の三要件の内の二つ以上 ○1点

・Yは、B、CをDに〈総合〓まとめること〉して結論づける構造への評価である。ここでは、〈Bの要素+Cの要素〉、Dの要素〈の内の少なくとも一方があれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加点。

Y 〈総合〓まとめること〉 〈Bの要素+Cの要素〉、Dの要素〈の内の少なくとも一方 ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、C、Dは条件同士、また条件B、C、D内では、この文書冒頭に示した「内容点の採点に関する基準」に則した形で、部分採点可能。(8点)

※ ただし、【構造点】X・Yは、右に示した、条件、要素の組み合わせの意味内容が成立している場合にのみ加算する。(2点)

A 『父』は、「へ」点

※ 傍線部の理由説明をするための主体の条件。

× 『父』の成分が入っていないならば×。

B 「娘の節子が病気治療のために、婚約者の『私』がその院長を知っているサナトリウムに行く際に、一緒に行ってくれると言ってくれるのを期待しているのに、」へ3点

※ 傍線部の理由説明をすべく、Aの心情を説明する一方の条件。

① 「娘の節子が病気治療のために、」の要素。

○ 「娘の節子が病気を治療しようというので、」「娘が病気治療に向かおうとしていて、」

× 「娘(節子)の病気治療」ニュアンスの成分が入っていないならば×。

② 「婚約者の『私』がその院長を知っているサナトリウムに行く際に、」の要素。

○ 「その院長が、婚約者の『私』の知り合いであるサナトリウムへ向かう際に、」「婚約者の『私』がその院長の知り合いであるというサナトリウムへ行く際に、」などでも可。

× 「(節子が)(婚約者の『私』がその院長を知っている)サナトリウムに行く」ニュアンスの成分が入っていないなら×。

③ 「一緒に行ってくれると言ってくれるのを期待しているのに、」の要素。

○ 「一緒に行くと言ってくれるのを願っているのに、」「同行してくれるという言葉を欲しがっているのに、」などでも可。

× 「同行の言葉を欲しがる」のニュアンスの成分が入っていないならば×。

C 『私』が庭木の蒼に気をとられている素振りをみせたり、サナトリウムにはみんな一人でやっているなどと言うのを聞いて、」へ2点

※ 傍線部の理由説明をすべく、Aの心情を説明する、Bとはへ矛盾する他方の条件。

① 『私』が庭木の蒼に気をとられている素振りをみせたり、」の要素。

○ 『私』が庭木の蒼に関心を示す様子をみせていたり、』『私』が庭木の蒼のほうに興味があるような気色をみせていたり、」などでも可。

× 『私』の庭木の蒼への関心」のニュアンスの成分が入っていないならば×。

② 「サナトリウムにはみんな一人でやっているなどと言うのを聞いて、」の要素。

○ 「サナトリウムに行くときはみんな一人だと言われて、」「みんなサナトリウムには一人で行っていると言われて、」などでも可。

× 「サナトリウムには皆一人で行くという発言」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

D 「困惑し、不満も感じ始めていたから。」〈2点〉

※ 傍線部の理由説明をすべく、B、Cをまとめて結論づける条件。

① 「困惑し、」の要素。

○ 「困ってしまい、」「戸惑ってしまい、」などでも可。

× 「困惑」ニュアンスの成分が入っていないければ×。

② 「不満も感じ始めていたから。」の要素。

○ 「多少苛立ちも感じていたから。」「幾分怒りも感じ始めていたから。」などでも可。

× 「不満（苛立ち、怒り）」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

(模範解答例)

A ①〇

A ②〇

A ③〇

「私」は、

病気になった娘をなんとか治そうと、

「私」が院長を知っているサナト

A ④〇

リウムへ行かそうとして、娘のために奔走している

「父」の苦勞を思いやり、 \langle 4点 \rangle

B ①〇

B ②〇

B ③〇

「父」は、

娘の婚約者である「私」に、申し訳ないことだが、

娘と一緒にサナトリ

B ④〇

B ⑤〇

ウムに行き、

そこで仕事をしてもらおうという、

「私」の苦勞を思いやっていると

こと。 \langle 5点 \rangle

X \langle 分析 \parallel 分けること \rangle 〇1点 (10点)

【構造点】

・Xは、傍線部を、 \langle 矛盾 \rangle しない二条件A、Bに \langle 分析 \parallel 分けること \rangle して説明して行く構造への評価である。ここでは、A、Bの要素がそれぞれ一つ以上そろっていれば、この構造が成立しているとみて1点加算。

X \langle 分析 \parallel 分けること \rangle Aの要素+Bの要素 〇1点

◎ 採点のポイント

※ A、Bは条件同士において、また各条件A、B内では、この文書冒頭に示した「◎」内容の採点に関する基準」に則した形で、部分採点可能。(9点)

※ ただし、【構造点】Xは、右に示した、要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加算する。(1点)

A 「私」は、病気になった娘をなんとか治そうと、「私」が院長を知っているサナトリウムへ行かそうとして、娘のために奔走している「父」の苦勞を思いやり、 \langle 4点 \rangle

※ 傍線部における「私」「父」の同情の内容の条件。

① 『私』は、「私」の要素。

X 『私』の成分が入っていない場合はX。

② 「病気になった娘をなんとか治そうと、「私」の要素。

- 「病気の娘なんとか救おうと」、「娘の病気をどうにか治そうと」、「などでも可。
- × 「娘の病気を治す」の成分が入っていないならば×0点。

③ 『私』が院長を知っているサナトリウムへ行かそうとして、娘のために奔走している「の要素」。

- 「院長が『私』知り合いのサナトリウムへ娘を入院させようと手を尽くしている」「私』の知己が院長をしているサナトリウムに娘を行かせようと尽力している」などでも可。

- × 「『私』の知己が院長である」サナトリウムに娘を入院させようと奔走」のニュアンスの成分が入っていないならば×。

④ 『父』の苦労を思いやり、「の要素」。

- 『父』の努力を気遣い、「『父』の労苦を思い、「などでも可。
- × 『父』の苦労への思いやり」のニュアンスの成分が入っていないならば×。

B

『父』は、娘の婚約者である『私』に、申し訳ないことだが、娘と一緒にサナトリウムに行き、そこで仕事をしてもらおうという、「私』の苦労を思いやっているということ」。

〈5点〉

※ 傍線部における「父」「私」の同情の内容の条件。

① 『父』は、「の要素」。

- × 『父』の成分が入っていないならば×。

② 「娘の婚約者である『私』に、申し訳ないことだが、「の要素」。

- 「娘の婚約者たる『私』に済まないことではあるが、「娘の婚約者の『私』に」迷惑なことではあるが、「などでも可。

- × 「娘の婚約者である」『私』に申し訳ない」のニュアンスの成分が入っていないならば×。

③ 「娘と一緒にサナトリウムに行き、「の要素」。

- 「娘とサナトリウムへ同行してもらい、「娘とサナトリウムへ随伴してもらい、「などでも可。

- × 「娘とサナトリウムへ同行」のニュアンスの成分が入っていないならば×。

④ 「そこで仕事をしてもらおうという」の要素」。

- 「仕事はそこでしてもらおうという」「仕事はそこで展開してもらおうという」などでも可。

- × 「仕事はそこで」のニュアンスの成分が入っていないならば×。

⑤ 「私』の苦労を思いやっているということ」。「の要素」。

- 『私』の苦労に配慮しているということ。「『私』の労苦を気遣うということ」などでも可。

- × 『私』の苦労への思いやり」のニュアンスの成分が入っていないならば×。

問三 7点

(模範解答例)

A ①〇

A ②〇

少し縫れた髪を直す節子のいかにも若い女らしい手に、感覚的な魅力を感じ、「私」

がそれから目をそらさずには居られないほどだったとすることで、〈2点〉

B 〇

それまでの帽子をめぐる軽妙な節子との日常的な会話の次元を離れ、〈1点〉

C 〇

「私」が、節子のサナトリウム行きを望むことの底にある真意を確かめる会話の場面へと
〈1点〉

X 〈分析〓分けること〉〇1点

D 〇

転換させる効果。〈1点〉

Y 〈総合〓まとめること〉〇1点 (7点)

【構造点】

↓

・Xは、傍線部の効果を説明すべく、Aを、〈not a but a〉の構文で書かれた、〈矛盾〉しない二条件B、Cに〈分析〓分けること〉する——B Cの転換をもたらす——の構造への評価である。ここでは〈Aの要素、B、C〉三要件の内の二要件以上があれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加点。

X 〈分析〓分けること〉 〈Aの要素、B、C〉の三要件の内の二つ以上 〇1点

・Yは、B、Cを、Dに〈総合〓まとめること〉する構造への評価である。ここでは〈B+C〉、Dのうちの少なくとも一方の要件があれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加点。

Y 〈総合〓まとめること〉 〈B+C〉、Dの少なくとも一方の要件 〇1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、C、Dは条件同士において、また条件A内では、この文書冒頭に示した「◎」内容点の採点に関する基準」に則した形で、部分採点可能。(5点)

※ ただし、【構造点】X・Yは、右に示した、条件、要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加点する。(2点)

A 「少し纏れた髪を直す節子のいかにも若い女らしい手に、感覚的な魅力を感じ、『私』がそれから目をそらさずには居られないほどだったとすることで、」へ2点

※ 傍線部の表現上の効果を説明するための話題提示の条件。

① 「少し纏れた髪を直す節子のいかにも若い女らしい手に、感覚的な魅力を感じ、」の要素。

○ 「纏れた髪を整える節子の若い女性らしい手つきに、センシユアルな魅力を感じ、」節子が若い女性らしく纏れた髪を治す仕草に、官能的な魅力を感じ、」などでも可。

× 「節子の髪を直す若い女性らしい仕草に感覚的な魅力を感じる」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

② 『私』がそれから目をそらさずには居られないほどだったとすることで、『私』の要素。

○ 『私』が目をそらしてしまうほどだったとすることで、『私』が直視することができなかったとすることで、『私』が目をそらさずには居られない」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

× 『私』が目をそらさずには居られない」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

B 「それまでの帽子をめぐる軽妙な節子との日常的な会話の次元を離れ、」へ1点

※ 傍線部の効果を説明すべく、Aが引き起こす転換における、転換前の状況の条件。

○ 「そこまでの日常会話の延長である帽子に関する明るいやり取りから、」帽子を巡る節子との普段の会話のままの軽妙なやりとりから離脱して、」などでも可。

× 「帽子を巡る節子との軽妙なやりとり」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

C 『私』が、節子のサナトリウム行きを望むことの底にある真意を確かめる会話の場面へと」へ1点

※ 傍線部の効果を説明すべく、Aが引き起こす転換における、転換後の状況の条件。

○ 「節子のサナトリウム行き希望の根底にある本意を『私』が探る深刻な場面への」

「節子がサナトリウム行きを希望する本当の動機を問うシリアスな場面へと」などでも可。

× 「節子のサナトリウム行きの希望の真意を確かめる会話への」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

D 「転換させる効果。」へ1点

- ※ A、Bをまとめる条件。
- 「転換の効果。」「暗転の効果。」などでも可。
- × 「転換」のニュアンスの成分が入っていないなければ×。

問四 8点

(模範解答例)

A①○

A②○

節子のサナトリウム行き希望が、かつて「私」が話した、彼女のような可哀らしい

娘と淋しい山小屋で生活したいという願望の影響からではないかという疑いが、 節子
A③○

のいたわるような言葉で否定されたことで、 へ3点

B○

互いを思う気持ちが明らかとなって、へ1点

C○

わだかまりが解消され、 へ1点

Xへ分析||分けること<>○1点

D○

二人一緒にサナトリウムへ行く気持ちの整理ができたから。 へ1点

Yへ総合||まとめること<>○1点 (8点)

【構造点】

・Xは、傍線部の理由を、Aから引き出され、因果関係をなす矛盾しない二条件B、Cに分析||分けること<>して説明する構造への評価である。ここでは、Aの要素、B、C<>の三要件の内の二要件以上があれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加点。

Xへ分析||分けること<> へAの要素、B、C<>の三要件の内の二つ以上 ○1点

・Yは、B、CをDに総合||まとめること<>して結論づける構造への評価である。ここでは≧B+C≧、D<>の少なくとも一方があれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加点。

Yへ総合||まとめること<> へ≧B+C≧、D<>の少なくとも一方 ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、C、Dは条件同士において、またA条件内では、この文書冒頭に示した「◎
内容点の採点に関する基準」に則した形で、部分採点可能。(6点)

※ ただし、【構造点】X・Yは、右に示した、条件、要素を組み合わせた意味内容が成立
している場合にのみ加点する。(2点)

A 「節子のサナトリウム行き希望が、かつて「私」が話した、彼女のような可哀らしい娘と淋しい山小屋で生活したいという願望の影響からではないかという疑いが、節子のいたわるような言葉で否定されたことで、」〈3点〉

※ 傍線部の理由説明をするための話題提示の条件。

① 「節子のサナトリウム行き希望が、」の要素。

○ 「節子がサナトリウム行きを望む理由が、」「節子がサナトリウムへ行きたがるのは、」などでも可。

× 「節子のサナトリウム行き希望」のニュアンスの成分が入っていなければ×。

② 「かつて『私』が話した、彼女のような可哀らしい娘と淋しい山小屋で生活したいという願望の影響からではないかという疑いが、」の要素。

○ 『私』がかつて述べた、可哀らしい娘と淋しい山小屋で暮らす希望の影響ではないかという疑念が、「かつて『私』が述べた、淋しい山小屋で可哀らしい娘と暮らしたいという願望からの影響ではないかと疑っていることが、」などでも可。

× 『私』の、可哀らしい娘と淋しい山小屋で暮らすという希望の影響を疑う「のニュアンスの成分が入っていなければ×。

③ 「節子のいたわるような言葉で否定されたことで、」の要素。

○ 「節子がいたわりを含む言葉で否定してくれたことで、」「節子にいたわり深く否定されたので、」などでも可。

× 「節子のいたわるような言葉で否定」のニュアンスの成分が入っていなければ×。

B 「互いを思う気持ちが明らかとなって、」〈1点〉

※ 傍線部の理由説明をするための、Aから生起する〈因果関係〉の〈因〉の条件。

○ 「互いへの配慮が明らかになって、」「相互の思いやりが判明して、」などでも可。

× 「互いの思いやりが判明」のニュアンスの成分が入っていなければ×0点。

C 「わだかまりが解消され、」〈1点〉

※ 傍線部の理由説明をするための、Aから生起する〈因果関係〉の〈果〉の条件。

○ 「ぎくしゃくした気持ちが消えて、」「かみ合わぬ思いが払拭されて、」などでも可。

× 「わだかまりの解消」のニュアンスの成分が入っていなければ×。

D 「二人一緒にサナトリウムへ行く気持ちの整理ができたから。」〈1点〉

※ B、Cをまとめて結論づける条件。

○ 「二人連れだってサナトリウムへ行くことに納得できたから。」「二人そろってサナトリウムに向う気持ちに揺らぎがなくなったから。」などでも可。

× 「二人一緒にサナトリウムに行く気持ちの整理ができる」のニュアンスの成分が入っていないから×。

★2021年度 第2回 阪大本番レベル模試(文)

【目】(古文『排蘆小船』) 採点基準 ※ 40点満点

問一 傍線部(a)のように言うのは、筆者が男女や子供における人情の有無やあらわれ方をどのように考えるからなのか、第一段落全体を踏まえて、説明しなさい。

基準 配点 13点

「傍線部」 人情といふものは、はかなく児女子のやうなる方なるものなり。すべて男らしく正しくきつとしたることは、みな人情の内にはなきものなり。

「模範解答」
【A】本来人情は誰にでもあるものだが、【B】女や子供は心を抑制することがうまくないために表に出やすいのに対して、【C】男は、【D】世間の風潮や武士の気質に同調し、【E】書物や中国の思想に感化され、【F】外聞や名声を気にして、【C】心を抑制して取り繕いがちであるため、表に出にくい。

採点方法 各要素単独採点。

字数 指定なし。

「ポイント」

要素A【1点】 本来人情は誰にでもあるものだが、

※「人情は誰にでもある・情は男女の区別なくある」の意があればよい。

※これ以外の「人情・情」の性質に関する説明「はかなく・だらしない」等の有無は不問。

ただし、「人情は自制心から生まれる」のような誤った説明がある場合は、「人情は誰にでもある」の意があってもAはXとする。

要素B【4点】 女や子供は心を抑制することがうまくないために表に出やすいのに対して、

※「女や子供は情が表に出やすい・女や子供は情があるように見える・女や子供は情が深く見える」の意があれば【2点】。

※「女や子供は心を抑制できない」の意があれば【2点】。「抑制できない」は「取り繕わない・本心を隠せない」等でもよい。

※「女」か「子供」のいずれかしかない場合は、マイナス1点。「女」も「子供」もない場合はX。

※「涙もろい」の有無は不問。

要素C【4点】 男は、心を抑制して取り繕いがちであるため、表に出にくい。

※「男は情が表に出にくい・男は情がないように見える・男は情が浅く見える」の意があれば【2点】。

※「男は心を抑制する」の意があれば【2点】。「抑制する」は「取り繕う・本心を隠す」等でもよい。

※「男」がない場合はX。

要素D【1点】 世間の風潮や武士の気質に同調し、

※「男」が「心を抑制する」理由として、「世間の風潮」か、「武士の気質」に相当する説明があればよい。

要素E【1点】 書物や中国の思想に感化され、

※「男」が「心を抑制する」理由として、「書物の影響」か、「中国思想の影響」に相当する説明があればよい。

要素F【2点】 外聞や名声を気にして、

※「男」が「心を抑制する」理由として、「外聞・名声を気にする」に相当する説明があればよい。

問二 傍線部 (b) はどのようなことを主張するために引用されたものなのか、わかりやすく説明しなさい。

基準 配点 9点

〔傍線部〕 唐土晋の代の鄧攸といへる男は、難に遭うて兄の子を助けたために、我が子を見捨て、殺し侍る。

〔模範解答〕 A・B 我が子の死に際して、A2 女親は心を抑制できず、嘆きに沈み、だらしく取り乱して、ありのままに情を出す、B7 男親は、そういう時でも、道義を優先し、人目をはばかり、心を抑制して、情を出さないということ。

採点方法 ※要素Bが0点の場合は、要素Aは得点できない。

字数 指定なし。

〔ポイント〕

要素A【2点】 我が子の死に際して、女親は心を抑制できず、嘆きに沈み、だらしく取り乱して、ありのままに情を出す、

※要素Bが0点の場合は、要素Aは得点できない。

※「子の死に際して女(母・女親)は心を抑制できない・子の死に際して女はありのままに情(嘆き・悲しみ)を出す」の意があればよい。

※「我が子の死に際して、」は解答全体から読み取ればよい。これがない場合は×。

要素B【7点】 我が子の死に際して、男親は、そういう時でも、道義を優先し、人目をはばかり、心を抑制して、情を出さないということ。

※「子の死に際して男(父・男親)は心を抑制する・子の死に際して男ありのままに情(嘆き・悲しみ)を出さない」の意があれば【2点】。

※「子の死に際して男は道義を優先する(義を重んじる)」の意があれば【4点】。

※「子の死に際して男は人目をはばかり」の意があれば【1点】。

※「我が子の死に際して、」は解答全体から読み取れればよく、「我が子を殺しても」のような表現でもよい。これらに相当する表現がない場合は、マイナス2点。

問三 傍線部 (c) を、「かかり」が何をさしているのかを示し、「木石」の意味を明らかにしながら現代語訳しなさい。

基準 配点 9点

「傍線部」 **A3**もしまことにかかりと言はば、 **B2**これ木石なるべし。 **C2**鍾愛の子を先立てて、 **D2**いかに荒男なればとて、悲しからざらんや。

「模範解答」 **A3**もし本当に我が子が死んでも悲しまないと言うならば、 **B2**これは人情を解さない木や石同然であるだろう。 **C2**大事にかわいがる子を先に死なせて、 **D2**どれほど荒々しい男であるからといって、悲しくないはずがあるうか。

採点方法 各要素単独採点。

字数 指定なし。

「ポイント」

要素 **A【3点】** もしまことにかかりと言はば、 ↓ もし本当に我が子が死んでも悲しまないと言うならば、

※「本当に子の死を悲しまないなら」の意があれば **【3点】**。

※「本当に」の意がなく、「子の死を悲しまないなら」の意がある場合は、 **マイナス1点**。

※「悲しまない」は「心が動かない・毅然としていられる・きりっとしている」等でもよい。

要素 **B【2点】** これ木石なるべし。 ↓ これは人情を解さない木や石同然であるだろう。

※「これは人情を解していないだろう・これは情がないのだろう」の意があれば **【2点】**。

※「人情を解していない」がなく、「これは木や石同然だろう・これは木や石であろう」がある場合は **【1点】**。

※「人情を解していない」がある場合は、「木や石同然」の有無は不問。

※推量「くだらう・はずだ」の意がない場合は **マイナス1点**。

※「これは(その態度は・その人は・鄙攸は)」がない場合は、 **マイナス1点**。

要素 **C【2点】** 鍾愛の子を先立てて、 ↓ 大事にかわいがる子を先に死なせて、

※「大事にする(かわいがる)子を先に死なせて」の意があれば **【2点】**。

※「大事にする・かわいがる」の意がない場合は、 **マイナス1点**。

※「先に死なせて」は「先立たせて・(子に)先立たれて」でもよしとする。

「死なせて・(子に)死なれて・殺して」等、「先に」の意がない場合は、 **マイナス1点**。

要素 **D【2点】** いかに荒男なればとて悲しからざらんや。 ↓ どれほど荒々しい男であるからといっても、悲しくないはずがあるうか。

※「どれほど荒々しい男でも、悲しいはずだ」の意があれば **【2点】**。

※「どれほど」は「どんなに・どんな・どれだけ」等でもよい。これに相当する意がない場合は、 **マイナス1点**。

※「荒々しい」は「荒つばい・気が荒い・荒くれた・粗野な・無骨な・がさつな・猛々しい・勇猛な」等でもよい。これに相当する意がない場合は、 **マイナス1点**。

※「悲しくないはずがあるうか」は、「悲しいはずだ・悲しくないはずはない」等でもよい。

問四 傍線部(d)のように言うのはなぜか、これがどのような人物に対する評価であるかを示しながら、理由を説明しなさい。

基準 配点 9点

〔傍線部〕 いと人情に疎くこそ覚ゆれ。

〔模範解答〕 A4 人情やそれを述べる詩歌は古今東西だらしのないものであるのに、B6 厳格な論述に使う漢文と比べて和歌をだらしないと非難する人物は、比較の基準を誤っており、人情に対する理解がないと考えられるから。

採点方法 各要素単独採点。

字数 指定なし。

〔ポイント〕

※文末表現は「くからくのでくため」等が正しい。これらの表現になっていない場合は、全体の合計点からマイナス1点とする。

要素A【4点】 人情やそれを述べる詩歌は古今東西だらしのないものであるのに、

※1「歌(和歌)はだらしのないものである(のに・から)」か、「歌(和歌)がだらしのないものであると理解していない(から)」の意があれば【2点】。

※2「漢詩(詩)はだらしのないものである(のに・から)」か、「漢詩(詩)がだらしのないものであると理解していない(から)」の意があれば【1点】。

「漢詩」とあるべきところ、「漢文・中国の文学」となっている場合は×。「漢文や漢詩・漢詩文」等、両方ある場合は、一箇所につき、それぞれマイナス1点。

※3「人情はだらしのないものである(のに・から)」、「人情がだらしのないものであることを理解していない(から)」の意があれば【1点】。

※「人情を詠む和歌はだらしのないものである(から)」は、1と3と見なして【3点】とする。

要素B【5点】 厳格な論述に使う漢文と比べて和歌をだらしないと非難する人物は、比較の基準を誤っており、人情に対する理解がないと考えられるから。

※「漢文」とあるべきところ、「漢詩」となっている場合は×。「漢文や漢詩・漢詩文」等、「漢文」と「漢詩」の両方がある場合は、一箇所につき、それぞれマイナス1点。「中国文学」も同様にマイナス1点とするが、**厳格な中国の文学**となっていればよし(減点なし)とする。

パターン1 人物を「和歌をだらしなく言う人物・和歌をだらしないと非難する人物」等としている場合。または、「和歌はだらしなく」がAにあり、「和歌を非難(批判)する人物」となっている場合。

※「比較の基準を誤っている(から)」の意があれば【2点】。

右の表現がないが「(直線を計る)物差しで丸い物を測るようなものだ」の意がある場合は【1点】。

※「人情に対する理解がない(から)」の意があれば【1点】。

※「漢文と比べて・漢文をよしとし・漢文を重視し」等の意もあれば【1点】。

※右の意がある上で、「漢文」について「厳格な論述に使う・厳格な・硬い」等という説明があれば【1点】。

パターン2 人物を「和歌を漢文と比較する人物・和歌を漢文よりも低く見る人物」としている場合。

※「比較の基準を誤っている(から)」の意があれば【2点】。

※「漢文」について「厳格な論述に使う」という説明があれば【1点】。

※「人情に対する理解がない(から)」の意があれば【1点】。

パターン3 人物を「人情を理解しない人物」としている場合。

※「比較の基準を誤っている(から)」の意があれば【2点】。

※「和歌を漢文と比べて・漢文を重視し和歌を軽視して・漢文をよしとして和歌を非難して」等の意もあれば【一点】。

※右の意がある上で、「漢文」について「厳格な論述に使う」という説明があれば【一点】。

※要素別に採点する場合、各要素の最低点は0点とする(減点の結果、ある要素が0点以下になってもその要素は0点)。

大問四 問一(一)

基準 配点:3点

■形式上の不備

- ・句読点の有無は問わない。
- ・ひらがな以外を一字でも用いているものはそれぞれ0点。

■模範解答

A 1点

(一) いやしくも

B 2点

だんなくんば

(別解)

A 1点

いやしくも

B 2点

だんなければ

■採点方法:各要素単独採点

要素A「苟」の読み 1点

・解答例(いやしくも)のみ正解。

・一字でも誤りがあれば**要素A加点数なし(要素A=0点)**

要素B「無断」の読み

・解答例(だんなければ・だんなくんば)のみ正解。

・一字でも誤りがあれば**要素B加点数なし(要素B=0点)**

大問四 問一(2)

基準 配点:3点

■形式上の不備

- ・句読点の有無は問わない。
- ・ひらがな以外を一字でも用いているものはそれぞれ0点。

■模範解答

かくのごとき

■採点方法

- ・「かくのごとし」「かくのごとく」としている場合は2点減点(2)＝1点。
- ・他は一字でも誤りがあれば不可(2)＝0点。

大問四 問二

基準 配点：8点

■形式上の不備

- ・句点の有無は不問

■模範解答

A 「3点

人の能力や善悪を正しく判断できる

B 1点

聡明さと

C 3点

臣下の諫言を受け入れることのできる

D 1点

寛容さ。

■採点方法：各要素単独採点

要素A「人を知る」の解釈 3点

- ・「人」を、「人の能力」「人の善悪（人間性）」「その人がどのような人であるか」のように補足しておらず、単に「人」としているものは**要素A 1点減点**。
- ・ただし、補足していた場合でも、「誰が要職に登用するのにふさわしいか」「誰に政治を任せるのがよいか」という内容にそぐわないものは**要素A 1点減点**。
- ・「知る」を、「判断する」「評価する」「理解する」「見きわめる」「見抜く」などの意に言い換えず、単に「知る」としているものは**要素A 2点減点**。

要素B「明」の解釈 1点

- ・「聡明さ」を意味する表現であれば可。

要素C「諫を納める」の解釈 3点

- ・「諫」を「諫言」「批判」「忠告」の意に言い換えておらず、そのまま「諫」としているものは**要素C 1点減点**。
- ・「**要素C 2点減点**」。
- ・「臣下の」「の有無は問わない。
- ・「〜できる」の有無は問わない。
- ・「納める」を「受け入れる（受け容れる）」「聞き入れる」「拒絶しない」などの意に言い換えておらず、そのまま「納める」「入れる」「容れる」としているものは**要素C 1点減点**。

要素D「量」の解釈 一点

- ・「心の広さ」を意味する表現であれば可。
- (「度量・器量」なども可)

大問四 問三

基準 配点：6点

■形式上の不備

- ・句点の有無は不問

■模範解答

A 2点

べうやあって

B 加点要素とせず

すぐれた政治により人々を教化することを

C 1点

実現できる

D 3点

だろうか、いや、できない。

■採点方法 各要素単独採点

要素A 「何由」の解釈 2点

- ・「べうやあって」「何によって」「べうすれば」「べうして」の意であれば可。

要素B 「至治之化」の解釈

- ・加点要素としない。

・ただし、注の通り「すぐれた政治により人々を教化すること」とせず、

そのまま「至治の化」としていたり、明らかに内容の異なる言い換えをしていたりしている場

合は**要素B 1点減点**。

要素C 「致」の解釈 1点

- ・「くを実現する」「くを成就する」「くを成し遂げる」「くができる」の意であれば可。

・「実現する」「成就する」「成し遂げる」などと解釈している場合、「くできる」の有無は不問。

要素D 反語表現の解釈 3点

・「く(だろう)か、いや、くない」または「く(だろう)か」がなくても「くない」の意で解釈できていれば可。

・「く」というのだろうか、いや、くない「も可とする。

・「く(だろう)か」のみで、「いや、くない」がないものは**要素D 1点減点**。

大問四 問四

基準 配点：6点

■形式上の不備

- ・句読点の有無は不問

■模範解答

A 1点

人を使うことの難しさは

B 1点

賢者を任用して

C 1点

疑わないこと

D 3点

より難しいことはない

■採点方法 各要素単独採点

要素A 「人を用いるの難きは」の訳 1点

- ・「使う」は、「用いる」「任用する」「登用する」「採用する」なども可。
- ・「難しさは」は、「困難さは」「難しいのは」「困難なのは」「簡単でないのは」なども可。
- ・「は」は、「ののうち」「には」なども可とする。

要素B 「賢を任じて」の訳 1点

- ・「賢者」は「賢人」「すぐれた人物」なども可。
- ・そのまま「賢」としているものは**要素B加点数なし**。
- ・「任用して」は「登用して」「採用して」なども可。
- ・「高い地位に任用して」のように言葉を補っても可。
- ・そのまま「任じて」としているものは**要素B加点数なし**。

要素C 「疑はざる」の訳 1点

- ・「疑いを持たない」「疑問を持たない」「信じる」なども可。
- ・「こと」がないものも許容する。

要素D 文末の「よりも難きは莫し」の訳 3点

・「より」「は」「よりも」「以上に」「としても可」。

・「難しい」「は」「困難」なども可。

・「〜が最も」「一番(難しい)」「のように訳しても可」。

・「難しい」という意味の語を使わず、「〜にまよるものはない」「のようにしていても、文意が通れは可とする。

基準 配点：9点

■形式上の不備

- ・句読点の有無は問わない。
- ・文末表現は基本的には問わない。ただし、「どういうことであると述べているのか」という設問にそぐわない文末表現は**全体から1点減点**。

■模範解答

A 2点

誰が賢者であるかを正しく判断して

B 1点

任用し、

C 3点

その人を信頼して疑わず、

D 1点

他人の意見に惑わされることなく、

E 2点

その人に政治を任せる

ということ。

要素A 誰が賢者であるかを正しく判断する。 2点

・「人（臣下）の能力（や善悪）を正しく見きわめる」という内容であれば可。

・簡潔に「賢者を見極める」としても可とする。

要素B（自分が賢者である「すぐれている」と思った人を要職に）任用する。 1点

要素C（自分が賢者であると判断して要職に任命した人を）信じる。 3点

・「信じる（信頼する・信用する）」または「疑わない」ことに触れていれば可。

要素D 多くの人の意見に惑わされない。 1点

・「多くの人」は、単に「人」「他人」なども可。

・「他の人が何を言おうが」のような書き方でも可。

要素E（自分が賢者であると判断した人に）政治を任せる 2点

・「（その人の）政策に従う」のような内容でも可。

・「政治」「政策」という表現はなくても、「（その人の）言うことに従う」の意であれば可とする。